

小笠原諸島振興開発計画（素案）の概要

計画の策定について

1 小笠原諸島振興開発計画

(1) 目的

小笠原諸島の平成 21～25 年度の振興開発の方向を示す。

(2) 根拠

小笠原諸島振興開発特別措置法

平成 21 年 4 月施行、5 年間の時限立法

(3) 効果

計画に基づく事業は、国庫補助の対象となった場合、補助率のかさ上げなどの特例措置を受けることができる。

2 法改正に伴う新規事項

今回の改正で、「振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項」を新たに定めることとされた。

3 計画の策定方法

法及び国が定めた「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づき、小笠原村が作成した振興開発計画案の内容をできる限り反映させるよう努めつつ、策定。

4 策定スケジュール

9月中旬から10月中旬 パブリックコメントによる意見募集

11月中旬 国の同意後、公表

計画（素案）の概要

第1 小笠原諸島振興開発の基本的考え方

1 小笠原諸島の特性

(1) 地理的・自然的特性

東京から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、排他的経済水域の約3割を確保。海洋基本計画にも、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等、国の安全上及び経済上重要な役割を担うと明記。

特異な島しょ生態系を形成する貴重な自然の宝庫

(2) 歴史的・社会的特性

日本復帰による帰島まで四半世紀に及び島民の不在

2 成果及び課題

(1) 成果

住宅、水道、道路、港湾等の生活・産業基盤の整備を重点的に行い、島民が生活するために必要な基盤整備は、相応の成果

(2) 課題

ア 産業の低迷

農・水産業は、本土との遠隔性や後継者不足等から、整備された基盤の活用が不十分

観光業では、観光客数はやや回復傾向だが、観光客が特定月に集中。多様な観光客の受け入れ態勢や雨天時の対策など不十分

イ 自然への影響

外来種の持ち込みや無秩序な入島が希少な自然環境に影響

東京都版エコツーリズムを実施し、利用と保全の両立に向け取組中外来種対策の実施などが、世界自然遺産登録推薦に当たっての課題

ウ 本土との交通アクセス

本土との交通アクセスの改善は喫緊の課題

エ 生活環境の整備

医療・保健・福祉の充実、高速かつ大容量の通信回線の確保

3 今後の方向

(1) 振興開発の基本理念

自然環境の保全と産業振興の両立による自立的発展を目指す

(2) 振興開発施策の方向

ア 自然と共生した定住環境の整備

・医療・保健・福祉の充実

・返還当初に建設され老朽化した施設の更新、津波など災害への対策

・航空路の将来の開設について幅広く検討

・情報通信環境の整備及びその活用

イ 地域資源の積極的・持続的活用

・世界自然遺産への登録に向けた取組の推進

ウ 地元の発意と創意工夫の活用

エ ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

4 目標

- (1) 計画期間
平成21年度から平成25年度まで
- (2) 目標人口
約3,000人(平成25年度末)
- (3) 施策・事業の目標設定

指標	基準		目標(平成25年度)
農業産出額	平成16～19年(平均)	101,808千円	120,000千円
年間漁獲量	平成10～19年(平均)	505 t	510 t
年間入込客数	平成16～20年度(平均)	21,236人	26,500人
教育旅行者数	平成17～20年度(平均)	7件 300人	11件 550人
クルーズ船入港数	平成16～20年度(平均)	6隻 2,440人	7隻 3,000人

第2 振興開発事業計画

1 土地の利用に関する事項

土地利用計画については、用途区分に基づいて行う。その地域区分は、集落地域、農業地域、自然保護地域及びその他地域とする。

2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

(1) 交通施設

港湾については、既存施設の機能向上を図るとともに、世界自然遺産登録を目指す島にふさわしい景観に配慮する。

航空路については、自然環境との調和に十分配慮した航空路の将来の開設について幅広く検討を進める。

この検討にあたり、東京都と小笠原村で設置した小笠原航空路協議会が実施するPI活動により、情報公開を行いながら関係者間の円滑な合意形成を図る。

道路については、景観に配慮し、その安全性や快適性等を向上させるための対策を行う。

(2) 情報通信体系

本土との情報通信格差を是正する為、海底光ケーブルの敷設を進めるとともに、医療・産業・教育などでの活用を検討する。

地上波テレビ放送のデジタル化への円滑な移行を図る。

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

農業・水産業・商工業と観光業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや、本土における販路拡大を図るとともに、小笠原ブランドとしての定着・普及を図る。

4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

(1) 住宅及び生活環境施設

住宅については、居住環境の向上などを目指し、老朽化した小笠原住宅の建替えを推進する。

簡易水道、生活排水処理については、老朽化した施設の改修などを進めるとともに、機能向上を図る。

父島の浄水場は、津波対策等を踏まえ、高所に移転させる。

(2) 保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保

保健・福祉・医療相互間の連携を強化し、少子高齢化社会に対応した施策の充実を図る。

父島診療所は、介護施設を含めた複合医療施設として建替えを行う。

(3) 市街地又は集落の整備及び開発

集落内の道路の無電柱化、歩道、公園等の整備を行い、世界自然遺産候補地に相応しい良好な景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、集落開発として、需要に応じた宅地分譲事業を行う。

5 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

(1) 自然環境の保全

世界的にも貴重な小笠原諸島の自然環境を保全するため、管理計画等に基づく外来種対策等について、住民、NPO、関係機関等と連携・協力し実施する。

また、景観の保護と植生回復等の施策を展開するとともに、ルールに基づく利用など自然の保護と利用の両立を図る。

さらに、太陽エネルギーなどの積極的な活用を図り、低炭素地域づくりを推進する。

(2) 公害の防止

公共用水域の水質汚濁防止を図るなど、自然環境の保全に努める。

6 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

砂防、地すべり対策等の防災、国土保全施設を整備し、島内各施設の安全対策や総合的な津波災害対策を講じていく。

7 教育及び文化の振興に関する事項

歴史、自然環境等を取り入れた郷土学習や平和教育について、地域社会と連携し推進するとともに、国際化の進展に応じた国際理解教育を推進する。

文化財及び文化の保護・保存を図るとともに、海洋資源等の研究・教育の拠点として活用することについて、関係機関と連携しその可能性を探る。

8 観光の開発に関する事項

戦略的な集客対策により、修学旅行生や中高齢者を中心とした、多様な観光客層を開拓し、閑散期の集客を図る。

エコツーリズムを推進するとともに、戦跡巡りなど歴史や文化的な観光コースや、体験交流型の観光メニューの開発を進める。

宿泊施設等における受入態勢については、事業者に対し整備や改善を促し、サービスの向上やホスピタリティーの醸成を図る。また、外国人観光客（インバウンド）の受入態勢の整備も促進させる。

観光客へのサービス向上のため、ビジターセンターや亜熱帯農業センターの充実を図る。また、他産業との連携を強化し、地産地消の仕組みづくりや小笠原ブランドの定着を目指し、特産品の開発に取り組む。

観光客にとって魅力ある、小笠原らしいまちづくりを推進する。また、港周辺等を対象に、自然や街並みと調和した景観を誘導する。

インターネットなど多様なメディアの活用などにより、小笠原諸島の観光情報を、広く国内外に発信・提供し、観光地としての知名度・評価の向上を図る。

小笠原航路について、利用者の利便性や快適性の向上のため、所要時間短縮に向けた取組などを関係機関と協力し、改善を目指す。

9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

訪れる人々がその滞在や体験を通じ、島民との交流を図るためのプログラムを開発する。また、交流の場として既存施設の活用方策を検討するとともに、国内外の地域との交流に取り組む。

10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

地元の発意と工夫による地域づくりを担う人材を育成するため、自然ガイドの養成や資質の向上を図るほか、島内の教育機関などの協力による研修等の推進を図る。

11 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

振興開発の推進に当たっては、行政、住民、事業者、NPO等の多様な主体が連携・協働し、それぞれの特性を活かして地域住民の参画を一層進め、地域の主体的な取組を推進する。

12 その他帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し
必要な事項

(1) 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくため、引き続き環境整備を図る。

硫黄島・北硫黄島については、一般住民の定住が困難であることから、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

(2) 小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

特別の金融対策を講ずるほか、計画の推進に必要な各種調査を実施する。